

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 6 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日時 平成29年6月26日(月)午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長 原田真司	事務局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係長 高子英晴
農地主査(兼)農地係長 日下部靖広	農地係主事 国井茂伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第22号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第23号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第26号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第27号 農用地利用集積計画書の審議について

(7) 議第28号 寒河江市農業委員会憲章の改正について

(8) 議第29号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

開会 午前 9時05分

木村議長 それでは、早速ただいまより総会を始めます。

木村議長 それではまず、本日の総会の成立についてであります、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員20名で在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、12番・相原 稔委員、15番・奥山眞治委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について、何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からございますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第22号から議案を上程します。

- (1) 議第22号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第23号「事業計画変更申請書の審議について」
- (3) 議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第26号「非農地証明願の審議について」
- (6) 議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (7) 議第28号「寒河江市農業委員憲章の改正について」
- (8) 議第29号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」

以上、議第22号から、議第29号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番佐藤委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願いいたします。渡辺委員。

渡辺委員

19番、渡辺です。

去る6月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第4条の許可申請案件1件、農地法第5条の許可申請案件2件、非農地証明願案件1件、合計4件を実施し、審査しました。

初めに、議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位4番寒河江地区の共同住宅用敷地への転用案件であります。申請地は、都市計画区域内の用途地域内の土地区画整理事業が図られたところにある農地であり、計画どおりであれば特に問題はないと判断しました。

次に、議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位17番寒河江地区の資材置場用敷地への転用案件であります。申請地は水道、下水道が整備されている県道天童大江線の沿道にあり、近くに県立寒河江高校のグラウンド、歯科医院等の公共施設等が連坦している農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断してまいりました。

続いて、順位21番寒河江地区のアパート建設用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の土地区画整理事業が図られたところにある農地でありまして、計画どおりであれば問題ないと判断してまいりました。

最後に、議第26号「非農地証明願の審議について」、順位4番寒河江地区の案件です。現地は、JR左沢線鳴踏切に隣接する土地であり、昭和49年に農地法の許可を受け住宅を建築、その後取り壊され、貸駐車場になって現在に至っているとありまして、非農地と判断できる場所でありました。

なお、その他申請されました案件については全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

大変ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

9時45分までということでしたと思いますので、それでは地区審査の間暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 10時06分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

佐藤委員が所用のため退室となります。

初めに、議第22号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野委員をお願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第22号農地法第3条の規定による許可処分について、7ページをお開きください。

(議案書順位29番朗読)

この案件につきまして、17日の日に黒田委員と現地を確認してきました。現地はもう借人によって既にサトイモが定植済みでした。申請理由どおりであれば隣地に与える影響はないものと思って現地を確認してきました。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

同じく7ページをごらんください。

(議案書順位30番朗読)

この件につきまして、6月21日、影沢委員と現地を確認してまいりました。現地は土地改良区の親水公園の南側に位置する場所で、ちょうどこの譲受人の■■■さんのサクランボ畑があるんですが、そこに入っていく手前の畑でありまして、この■■■さんがそのサクランボ畑に入るには、ほかの人の畑を通らないと行けないというようなことで、今現在別な人の畑を通らせてもらって入っていくわけですけれども、この■■■さんの畑を所有し、畑及びその進入路を確保したいというようなことのようにあります。計画どおりであれば問題ないということで見えてまいりました。なお、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、眞木早百合委員お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。11番、眞木です。

(議案書順位31番朗読)

6月16日、木村会長と菊地ひとみ委員とで現地を確認してきました。貸人、[REDACTED]さんの経営移譲先の方が亡くなったため、その妻である[REDACTED]さんに経営を委譲するというものです。今までどおりの管理を行うということですので問題はないと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

順位29番から31番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第22号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第22号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

次に、議第23号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、小野委員をお願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第23号事業計画変更申請書の審議について、9ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

この案件につきまして、17日に黒田委員と現地を確認してきました。現地は寒河江市立病院と陵南中学校のちょうど中間地点ごろにあり、住宅地の中にある敷地で、申請理由どおりであれば何ら問題はないものと思って現地を確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

順位1番は、建売分譲用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

また、農地転用許可一般基準書に基づく調査の結果でも不適な事項はなく問題はありませんでした。

なお、農地法第5条の順位21番での審議もお願いいたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第23号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江南部地区、小野委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第24号事農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について、11ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

この案件につきまして、21日、事前審査会で現地を確認してきました。現地は仲谷地との境にある敷地となっておりまして、すぐ隣までが住宅地になっている場所で、申請理由どおりであれば周りへ及ぼす影響はないものと思って確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

(議案書順位5番朗読)

この案件につきまして、17日、黒田委員と現地を確認してきました。現地は、西浦地区のちょうどスーパーヒグチさんがあった敷地の東側3軒目にある樹園地で、申請理由どおりに貸家として分譲するとして申し分のないというか、そこしか樹園地がないというような場所で、あたりは全部宅地となっている場所で何ら問題はないものと思って確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

同じく11ページをごらんください。

(議案書順位6番朗読)

この件につきまして、6月16日加藤委員と現地を確認してまいりました。西根のアグリから地区内へ行く市道がある

んですが、そこに隣接します自宅の南側に位置する農地でありまして、既に■■■■さんの前後は住宅地でありまして、そこに農地があったというようなことです。そこを転用しまして自宅を改築したいという内容になっております。今申し上げましたように周辺は住宅地でありますので、何ら周辺に及ぼす影響はないというふうを確認してまいりました。なお、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

順位4番は、共同住宅用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位5番は、貸家建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと判断します。

順位6番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地はJAアグリ寒河江店から国道112号線を渡り日田へ向かう県道沿いの住宅裏。申請者の自宅裏にある農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、申請地は申請者の地続きの農地で代替性もなく問題ないと考えます。また、それぞれ農地転用許可一般基準調査書に基づく調査でも不適な事項はなく、問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江南部地区、小野委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について、13ページをお開きください。

(議案書順位17番朗読)

この案件につきまして、21日、事前審査会で現地を確認してまいりました。現地はちょうど左沢街道のパチンコ屋さ

んから左沢寄りにちょっと行ったところの南側で、敷地的に約3,000平米近くの盛り土があった敷地でありまして、申請理由どおりであれば何ら問題はないものと思って、21日事前審査会で現地を確認してまいりました。地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

(議案書順位18番朗読)

この案件につきまして、17日、黒田委員と現地を確認してきました。現地はちょうど青山建設本社のある工業高校の反対側でちょうど住宅地の一角で、申請理由どおりであれば何ら問題ないものと思って現地を確認してきました。

地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位19番朗読)

この案件につきましても、19日、黒田委員と現地を確認してきました。現地はちょうど成人病センターから少し西へ行ったところに市営球場からおりてくる新しく切られた市道の一角にありまして、申請どおりであれば何ら問題ないものと思って現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位20番朗読)

この案件につきましても、17日、黒田委員と現地を確認してきました。これは先月の農業委員会の総会で取り下げとなった案件で、申請理由どおりであれば問題ないものと思って現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんで

した。

(議案書順位 2 1 番朗読)

この案件につきましても、事前審査会で21日、現地を確認してきました。現地はちょうど都市計画の一番南側の場所に位置する農地で、申請理由どおりであれば隣地に及ぼす影響もないものと思って現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 2 2 番朗読)

この案件は先ほどの事業計画変更の内容の案件でありまして、17日、黒田委員と現地を確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 2 3 番朗読)

この案件につきましても、17日、黒田委員と現地を確認してきました。現地は、ちょうど小松製函さんの西側の道路を入れていって丁字路の突き当たりの角という宅地の中にある土地でありまして、申請理由どおりであれば何ら問題ないものと思って現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

大変ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） 順位 17 番は、資材置場用敷地への転用となります。申請地は水道、下水道が整備されている県道の沿道にあり、近くに県立寒河江高校のグラウンド、歯科医院等の公共施設等が連坦している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので問題はないと考えます。

順位 18 番、順位 19 番、順位 22 番は宅地分譲用敷地への転用となっています。申請地は都市計画区域内の用途区域で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位 20 番は、資材置場用敷地への転用となっております。申請地は旧寒河江自動車学校に隣接し、市道買収の残地となっており、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は原則不許可ですが、申請地は申請者の地続きの農地で代替性もなく、問題はないと考えます。

順位 21 番は、アパート建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位 23 番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので問題はないと考えます。また、それぞれ農地転用許可一般基準調査書に基づく調査にも不適な事項はなく、問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第26号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江南部地区、小野委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第26号「非農地証明願の審議について」、16ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

この案件につきまして、21日、事前審査会で現地を確認してまいりました。現地は、ちょうど南寒河江産業通りの東北マツダの裏の踏切を渡ってすぐ左手側にある駐車場として利用している敷地でありました。申請理由どおりであれば何ら問題ない物件と思って事前審査会でも確認をしてきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にございません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第26号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、小野委員をお願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、19ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者、中核農家であり、地域に及ぼす影響はないものと考えます。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

同じく19ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者であり、何ら問題はないというふうに考えます。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書朗読)

これにつきまして、借受人のジオンジファームの代表者は認定農業者でありますので、何ら問題はないと思います。地

区審査でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

黒田委員

醍醐地区のジオンジファームさんの件について、このたび結構な面積で借りるようになっていますが、以前農地部会で利用状況について視察した折に管理不足を指摘した経過がございます。今回の件について、この借り受けに当たって、大変でしょうけれども地区担当委員のより深い指導力の発揮をお願いしたいと思っております。

以上です。

木村議長

猪倉委員、ただいまの黒田委員の、よくわかりましたね。

ぜひ高松・醍醐地区で猪倉委員ばかりでなく高松・醍醐地区の3名、猪倉委員、影沢委員、相原委員、ひとつジオンジファームのほうに強く指導徹底方をお願いしまして、黒田委員の意に沿うような形で指導をお願いしたいと思います。私も全く同意見であります。

ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ採決します。

議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第28号「寒河江市農業委員憲章の改正について」、事務局より説明をお願いします。

事務局(局長補佐)

21ページ、22ページになります。

平成28年4月1日に農業委員会法に関する法律が改正、施行され、一部の農業委員会につきまして農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならなくなりました。また、農地等の利用の最適化は、農業委員会の必須業務になりました。

平成28年5月26日に開催されました全国農業委員会会長大会におきまして、農業委員会憲章の制定が承認されております。寒河江市農業委員会においても7月20日の農業委員会委員の任命及び7月25日に予定しています農地利用最適化推進委員の委嘱に際しまして、寒河江市農業委員憲章を改正する必要がありますので、議案とするものです。

改正の内容ですが、農業委員会の構成に農地利用最適化推進委員が加わることから、憲章の名称を「寒河江市農業委員憲章」から「寒河江市農業委員会憲章」に改正しております。

前文につきましては、寒河江市さくらんぼ憲章を参照していることから内容を変えずに名称と同様に「農業委員」を「農業委員会」に改正しております。本文につきましては、先ほど申し上げました全国農業委員会会長大会で承諾された内容をそのままとしております。資料として新旧対照表をお渡ししております。改正内容についてご確認をお願いします。

なお、6月19日に運営委員会を開催し、協議をしております。

また、今総会で議決されましたら7月20日に開催する初総会から新しく改正された寒河江市農業委員会憲章を唱和したいと考えております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

それでは採決します。

議第28号「寒河江市農業委員憲章の改正について」、原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第28号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第29号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と平成29年度の目標及びその

達成に向けた活動計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長補佐） 23ページからになります。

「平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、ご説明申し上げます。

まず24ページ。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）からご説明申し上げます。

I 農業委員会の状況。

平成29年4月1日現在の1 農業の概要ですが、耕地面積は耕地及び作付面積統計の数値で、田1,480ヘクタール、畑1,120ヘクタール、合計2,600ヘクタール。経営耕地面積は農林業センサスの数値で田1,311ヘクタール、畑777ヘクタール、合計2,088ヘクタールとなっております。遊休農地面積は平成28年度に実施しました農地パトロール（利用状況調査）の集計で、田19.8ヘクタール、畑38.4ヘクタール、合計58.2ヘクタール。農地台帳面積は農業委員会で整備しております台帳面積で田1,560ヘクタール、畑1,457ヘクタール、合計3,017ヘクタールとなっております。

農家数、農業者数につきましては、農林業センサスに基づいた戸数及び人数、認定農業者数等につきましては市農林課において把握している数値で記載のとおりとなっております。

2 農業委員会の現在の体制ですが、任期満了が今年の7月19日までのため、旧制度に基づく委員会の体制となっております。農業委員数、内訳は記載のとおりとなっております。

続きまして25ページに移ります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課

題は、現状、管内の農地面積が2,600ヘクタール、これまでの集積面積が1,532ヘクタール、集積率は58.92%となっております。課題は記載のとおりとしております。

2 平成28年度の目標及び実績ですが、集積面積1,540ヘクタールに対しまして集積実績が1,532ヘクタールであります。前年度の実績が1,525ヘクタールでしたので、面積は7ヘクタール増加しましたが、目標に対する達成状況は99.48%となっております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績としまして貸付希望の農地について、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合と連携して貸し借りの調整を行い、担い手への集積を図ったとしております。

4 目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価は新規の集積面積が前年と比べると減少してきている。活動に対する評価は、集積は進んできているが、担い手の確保、面的な集積が課題であるとしております。

続きまして26ページです。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1 現状及び課題及び2 平成28年度の目標及び実績は、記載のとおりとなっております。参入目標に対しまして参入実績は4経営体で、達成率44.44%。参入実績面積は1.91ヘクタールで達成率63.67%となりました。

3 目標達成に向けた活動の活動実績ですが、日ごろの農業委員会活動の中で収集した情報を毎月25日前後に開催される総会時等に各地区の農業委員及び事務局で共有し、新規参入に対応したとしております。

4 目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価を、積極的に情報収集を行い新規参入者の農業参入に努めたが、目標達成には至らなかった。活動に対する評価は、日ごろの農業委員活動の中で収集した情報を、毎月25日前後に開催

される総会時等に各地区担当委員及び事務局で共有し対応したことはよかったとしております。

27ページです。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価の1 現状及び課題ですが、現状は管内農地面積2,653.8ヘクタール、遊休農地面積58.2ヘクタール、割合2.19%となっております。

2 平成28年度の目標及び実績は、解消目標5ヘクタール、解消実績6.3ヘクタール、達成状況は126%となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動ですが、活動実績として農地の利用状況調査は調査員数92人、調査実施時期9月、調査結果取りまとめ9月から11月となっております。農地の利用意向調査は調査実施時期が11月から12月、調査結果取りまとめ時期が1月から3月までとなっております。調査数、調査面積は記載のとおりとなっております。

4 目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価を自作復帰や再生利用交付金等の活用により、一定面積解消した。活動に対する評価を平地の水田については遊休農地にならないよう日ごろから農業委員等が把握し、貸し借り等の調整を行っている。中山間部の樹園地等についてもできるだけ有効利用が図られるよう貸し借り等の調整を進める必要があるとしております。

28ページになります。

V 違反転用への適正な対応。

1 現状及び課題の現状は、管内農地面積2,600ヘクタール、違反転用面積0.28ヘクタールとなっており、2平成28年度実績は、同数の0.28ヘクタールで増減ゼロヘクタールとなっております。

3 活動計画・実績及び評価は、活動実績として8月20

日発行の広報紙に、違反転用には罰則があることを掲載しております。9月1日から14日にかけて実施しました利用状況調査（農地パトロール）の中で違反転用についても現状を確認いたしました。また、農業委員会の農地常任委員会でも現状確認・検討を行っております。活動に対する評価として、現在の違反転用については継続的な違反転用是正の通知等を行うとともに、農地パトロールや日ごろの農業委員活動の中で早期発見、早期対応に努める必要があるとしています。

29ページ、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から、31ページ、VIII 事務の実施状況の公表等につきましては、農地法関係の処理件数や農地所有適格法人からの報告書の提出状況、情報の提供等でありまして、記載のとおりとなっております。

続きまして、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。32ページになります。

I 農業委員会の状況の1 農家・農地等の概要及び2 農業委員会の現在の体制につきましては、先ほどの点検・評価と同じとなっております。

33ページ、担い手への農地の利用集積・集約化。

1 現状及び課題の現状は、点検・評価と同じく管内農地面積2,600ヘクタール、これまでの集積面積1,532ヘクタール、集積率58.92%としております。課題は、農業従事者の減少・高齢化等により、貸し手が増える中で担い手が不足している。また、圃場整備がされていない水田は受け手が少なく集積が進みにくいとしております。

2 平成29年度の目標及び活動計画は、目標集積面積1,542ヘクタールとし、目標設定の考え方は、今後高齢化等により貸地が増加すると思われるため、さらに集積を進める

とともに地域と連携して面的集積を推進するとし、活動計画は、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携して貸し借りの調整をしながら、集積を進めていく。また、地域と連携して面的な集積を進めるとしております。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状と課題の新規参入の状況は、点検・評価と同じく、平成28年度新規参入で4経営体、1.19ヘクタールとなっております。課題としましては、新規参入者のための情報提供や農業技術習得のため参入後のフォローなどが必要となっております。

2 平成29年度の目標及び活動計画の参入目標数は9経営体で、3ヘクタールとしております。また、活動計画は日ごろの農業委員活動の中で新規参入者の情報を収集するとともに、広報紙やホームページ等で各種情報の提供を行っていくとしております。

34ページです。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の1 現状と課題の状況につきましては、点検・評価と同じく管内農地面積は2,653.8ヘクタール、遊休農地面積は58.2ヘクタール、割合2.19%となっております。課題として、耕作者の高齢化、担い手不足等により遊休農地が固定化してきているということがあります。

2 平成29年度の目標及び活動計画の目標の遊休農地の解消面積は5ヘクタールとし、目標設定の考え方として、再生利用交付金等を利用し、有効活用するよう指導し解消を図るとしてあります。活動計画は農地の利用状況調査について調査員数120人、調査実施時期8月から9月、調査取りまとめ時期を10月から11月とし、調査方法として日常の巡回活動により遊休農地を把握、2、調査区域を9地区に区切り、

農用地利用改善組合、農協、農林課、農業委員会等で現地調査を行う。3、調査票と図面に記録するとしております。

V 違反転用への適正な対応の1 現状及び課題の現状は、点検・評価と同じく管内農地面積2,600ヘクタール、違反転用面積0.28ヘクタールとなっており、課題として一時転用を含め転用するには許可が必要なことを広報紙等により周知を図る。全体的に状況を把握するとともに、新たな情報に対しては早急に対応するとしております。

2 平成29年度の活動計画は、違反転用の是正指導として違反転用者に対し、継続的に違反の是正の意向、方法等の聞き取りを実施、違反転用の発生防止に向けた取り組みとして広報紙で転用には許可が必要であること、違反したときは罰則があること等を周知する。引き続き違反転用の調査を行い、農業者に対し違反転用情報の提供を呼びかけ実態を把握する、早期発見と早期対応により違反転用を防止するとしております。

以上となります。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(発言なし)

木村議長

それでは、ないようですので採決します。

議第29号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり決定いたしました。

これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

平成29年6月26日

第6回総会 議長.....

議事録署名委員 12番委員.....

議事録署名委員 15番委員.....